

憲法週間を迎えて

～5月1日から7日までは「憲法週間」です～

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や司法の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

全国各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法記念行事を積極的に行っていますので、是非ご参加いただき、裁判所を身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。

裁判例情報、司法統計、見学・傍聴案内をはじめとする各種情報については、裁判所ウェブサイトで紹介していますので、是非、アクセスしてみてください。

◆旭川地方・家庭裁判所の憲法週間行事のお知らせ◆

1 パネルの展示・裁判所見学

日 時 5月1日（木）から9日（金）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

【パネルの展示】8時30分から17時まで（最終日は16時まで）

【裁判所の見学】10時から16時まで

場 所 旭川地方・家庭裁判所（住所：旭川市花咲町4丁目）

2 出張説明会

期 間 5月1日（木）から30日（金）（土曜、日曜及び祝日を除く。）

10時から15時までの間のうち1時間程度

※詳細は、旭川地方裁判所事務局総務課文書係（☎0166 - 51 - 6255）にお電話または裁判所ウェブサイトをご覧ください。

平成26年度ログハウス村 利用割引券について

町民皆様を対象にログホテルラーチの宿泊割引券を次のとおり発行しています。

①交付内容 1人につき年1回

②割引額 2,000円（有効期限3月31日）

③申請にあたって

- ・申請用紙は、役場企画課又はやまびこ号にあります。
また、南富良野町のホームページからもダウンロードすることができます。
- ・親族及び同居以外の方が申請及び受領する場合は、申請書に必要な方の押印が必要となります。

④交付窓口 役場企画課企画振興係又はやまびこ号

○問い合わせ先：企画課企画振興係 ☎52 - 2115

～農業委員会だより～

○平成26年第3回農業委員会総会が開催されました。

と き 平成26年3月28日（金）

ところ 役場2階大会議室

議 件

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（7件）
- ・農地法第3条の規定による許可申請について（8件）

○農業委員会 ☎52 - 2178

無線の使用には技適マークの確認を！

無線LAN機器や特定小電力トランシーバーなどを購入するときは必ず技適マークをご確認ください。技適マークのついていない外国規格などの製品をそのまま国内で使用することは法律で禁止されています。



総務省北海道総合通信局では、電波監視を実施し、適正な電波環境の維持に努めています。電波に関する困りごとやご相談は下記にお問い合わせください。

○問い合わせ先

北海道総合通信局 011 - 737 - 0099

農業用排水施設における 事故防止について

農作業が本格化する時期を迎え、用水路への転落など農業用排水施設における事故の発生が懸念される時期となりました。農作業におきましては、周辺状況の確認を行うとともに事故発生を未然に防ぐよう細心の注意を払って作業を行うよう注意して下さい。

また、融雪期を迎え、農業用排水施設における水位が上昇してきております。児童・生徒の保護者並びに各学校におかれましては、施設周辺で遊ばないよう、児童・生徒に対し注意喚起されますようお願いいたします。

○問い合わせ先：産業課農政係 ☎52 - 2178